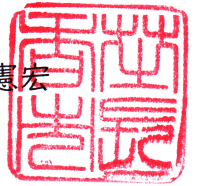


香 人 第 3 6 号
令和5年10月6日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



回答書

令和5年10月5日付けで受付した質問状について、下記の通り回答します。

記

質問(1)

香芝市の懲戒処分又は職員の非違行為に対し厳正に対処されるべきものであるが、地方公務員法、地方自治法、その他関連の法令等の遵守は勿論のこと、それに対する処分の透明性や公正性の確保は懲戒指針第1に記される。この懲戒指針に具体的に示される標準例はあくまでも例の一部であり、諸般の事由に係る処分量定は、懲戒指針第1による基本事項が示す趣旨により行われるものであるのか、香芝市の見解を示されたい。

(回答)

お見込みのとおりです。

質問(2)

仮に懲戒指針第1基本事項が処分の中心的指針とされるならば、その事項に該当する量定の判断は、何に基づき行われるか、香芝市の見解を示されたい。

(回答)

本市における過去の処分事案及び他市町村における処分事案等を参考にしつつ、懲戒指針第1基本事項の各号に照らし合わせ、処分量定を決定しております。

質問(3)

懲戒指針の具体例は、当然に諸般の事由を網羅することは困難であるが、これらは何を参照し策定された指針であるか、香芝市の見解を示されたい。

(回答)

国家公務員関係法令等一覧で公表されております「懲戒処分の指針」を参照の上、策定した懲戒指針となっております。

質問(4)

事務執行に適した懲戒指針の改正の考えはお持ちか、香芝市の見解を示されたい。

(回答)

事務執行に適した懲戒指針の改正も今後必要であると認識しております。